



福祉保健課 保険年金福祉係からのお知らせ

国民年金のお知らせ

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。
基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

- ・第1号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方など、第2号被保険者、第3号被保険者でない方です。
加入手続きは、ご自身で住所地の市町村役場で行います。
- ・第2号被保険者
会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。
加入手続きは、勤務先が行います。
- ・第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者の方です。
加入手続きは、第2号被保険者の勤務先が行います。

※会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、ご自身で住所地の市町村役場で手続きを行う必要があります。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。
保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。
毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。
経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、福祉保健課で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。
令和3年度分（令和3年7月分から令和4年6月分まで）の免除等の受付は令和3年7月1日から開始されています。
また、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。
※本人・配偶者・世帯主の前年の所得による審査があります。

【必要なもの】

- ・年金手帳、もしくは基礎年金番号がわかる通知等
- ・失業を理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票）をお持ちください。

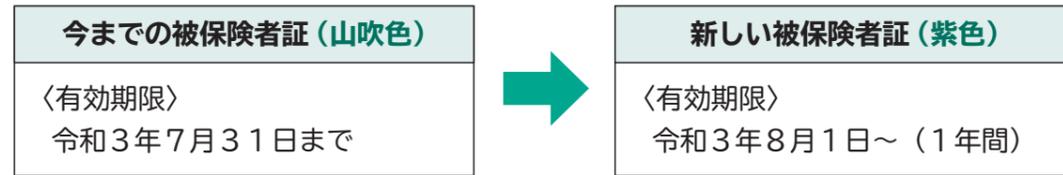
国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。
口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。
さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。
※過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。
※引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としになります。
口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または最寄りの年金事務所または福祉保健課へお申し出ください。

■問合せ・手続き先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608
または 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490

後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

令和3年8月1日から後期高齢者医療制度の被保険者証が「紫色の被保険者証」に変わります。7月下旬にお届けしますので、**8月1日**以降は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口へ提示してください。



○現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和3年度も住民税非課税世帯の方については、**8月1日**からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」（白いカード）を被保険者証と一緒にお届けします。

入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。過去に交付を受けていない方については送付されませんので、世帯員全員が住民税非課税で認定証が必要な方は、福祉保健課で申請をしてください。

○現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和3年度も現役Ⅰまたは現役Ⅱとなる方については、**8月1日**からの「限度額適用額認定証」（白いカード）を被保険者証と一緒にお届けします。

過去に交付を受けていない方については送付されませんので、認定証が必要な方は福祉保健課で申請をしてください。

※例年、被保険者証のみを切り取り、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を切り取られずに捨てられてしまう事例が多発しています。
現在交付を受けている方は、被保険者証と一緒に送付されます。
被保険者証の裏に同封されておりますので、必ずご確認くださいませようお願いします。

後期高齢者医療の保険料決定通知書が7月中旬に届きます

令和3年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払方法は、

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付）

となります。特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっておりますが、納め忘れがなく、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替がおすすめです。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608